

## 公民館・町民会館ホールの管理運営について

### 1. 趣 旨

現在整備している公民館・町民会館について、開館後の使用料及び使用時間等を定めるため、公民館条例及び同規則については全部改正を行い、町民会館条例及び同規則については廃止し、新たに文化ホール条例及び同規則を制定する。

### 2. 主な内容

#### (1) 公民館

##### ①公民館条例

##### ○設置

社会教育法第20条の目的を達成するため、引き続き公民館として設置。

##### ○使用料

整備後の使用料について、コスト計算等により新たに設定。

使用区分については、利用実態に応じて3区分から5区分に細分化する。

公民館使用料（案）

（単位：円）

使用区分	午前	午後A	午後B	夜間A	夜間B
使用時間	午前9時 ～正午	午後0時30分 ～午後2時30分	午後3時 ～午後5時	午後5時30分 ～午後7時30分	午後8時 ～午後10時
文化交流ラウンジ	2,400	1,600	1,600	1,600	1,600
創作室	1,200	800	800	800	800
和室	600	400	400	400	400
文化創造室A	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000
文化創造室B	2,400	1,600	1,600	1,600	1,600
講座室A	900	600	600	600	600
講座室B	1,200	800	800	800	800
料理教室	1回（3時間以内）1,800円				

##### ○使用料の減免

教育委員会が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

##### ○附則

施行日：令和6年4月1日

※施行前であっても、使用の許可等できる旨を規定。

②公民館規則

○休館日

火曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

○供用時間

午前9時から午後10時

○使用の申請

本町に在住する者 使用しようとする日の6月前の属する月の初日から

それ以外の者 使用しようとする日の5月前の属する月の初日から

○使用料の減免

教育委員会、町議会、町の執行機関が使用する場合 免除

自治会、町立小中学校、町立保育所が使用する場合 免除

文化振興連絡協議会加盟団体が使用する場合 7割

社会教育団体、その他公益を目的とした事業を実施する団体が使用する場合 5割

町内の官公庁、学校園等が公用又は公益に使用する場合 5割

その他教育委員会が必要と認めたとき 5割

○使用料の還付

使用期日3日前までの使用取消申請をした場合 5割相当額を還付

○附則

施行日：令和6年4月1日 ※施行前であっても、使用の申請等できる旨を規定。

(2) 文化ホール

①文化ホール条例

○設置

町民の文化芸術の活動拠点として、町民に文化芸術に触れる機会を提供し、地域の文化創造を図ることを目的として設置。

○使用料

整備後の使用料について、コスト計算等により新たに設定。

使用区分については、これまでと同様3区分。

文化ホール使用料（案）

（単位：円）

使用区分		午前	午後	夜間
使用時間		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時
ホール	平日	14,400	19,200	23,200
	休日等	18,000	24,000	28,000
リハーサル室	平日	1,500	2,000	2,000
	休日等	1,800	2,400	2,400
楽屋1・2		900	1,200	1,200

入場料を徴収する場合 2,000 円超え 4,000 円以下 3 割加算  
4,000 円を超える場合 5 割加算

附属設備の使用料についても、新たに定める。

例) ピアノ使用料 10,000 円など

○使用料の減免

教育委員会が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

○附則

施行日：令和 6 年 4 月 1 日 ※施行前であっても、使用の許可等できる旨を規定。

ただし、文化ホールの使用の開始日は、教育委員会が別に定める。

また、町民会館条例は廃止する。

②文化ホール規則

○休館日

火曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

○供用時間

午前 9 時から午後 10 時

○使用の申請

使用しようとする日の 12 月前の属する月の初日から

○使用料の減免

教育委員会、町議会、町の執行機関が使用する場合 免除

自治会、町立小中学校、町立保育所が使用する場合 免除

国又は他の地方公共団体等が公用又は公益上の目的のため、使用させる場合 5 割

その他教育委員会が必要と認めたとき 5 割

○使用料の還付

ホール 使用日前 3 月 5 割相当額を還付

リハーサル室、楽屋 1・2 使用日前 1 月 5 割相当額を還付

○附則

施行日：令和 6 年 4 月 1 日 ※施行前であっても、使用の申請等できる旨を規定。

また、町民会館規則は廃止する。